

平成 24 年 2 月 14 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

公益社団法人 日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦



出産育児一時金の引き上げについて（要望）

健康保険法に基づく出産育児一時金の支給は、出産のための経済的支援として、広く国民に浸透し、安心な出産・育児に大きく寄与しています。

また、平成 21 年には従来の 35 万円から、産科医療補償制度の保険料相当額（3 万円）を含め 42 万円まで増額され、またいわゆる直接支払制度の実施により、さらに費用の心配なく出産ができる体制が整備されてまいりました。

一方、分娩を取扱う産科医療機関数は減少傾向にあり、産科医師不足も相俟って、医療機関にかかる負担は大きくなっています。

このような状況下で、民主党が平成 21 年に公表した「政権政策 Manifest2009」において、出産育児一時金を「国からの助成金を加え出産時に 55 万円までの助成を行う」ことが明示されたことは、国民、そして産科医療関係者に大きな期待を抱かせました。しかしながら、その後この政策は実現に至っておりません。

望まない妊娠、妊婦健診未受診のままのいわゆるかけ込み出産などを防ぐため、医療の積極的介入によって、さらに安心・安全な出産、健全な育児を支援する必要性が高まっています。

このような状況において、Manifest2009 に示された出産育児一時金の引上げの早急なる実現を強く要望いたします。